

(趣旨)

第1条 この規程は、京都産業大学動物実験規程（以下「動物実験規程」という。）第4条第2項に定める、動物実験委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 動物実験に係る研究領域の教育職員のうちから学長が委嘱する者
- (2) 前号以外の自然科学系の教育職員のうちから学長が委嘱する者
- (3) 保健管理センター医師
- (4) 総合生命科学部事務長
- (5) その他学長が委嘱する者

(任期)

第3条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員会は委員長が招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名を受けた者が、委員長の職務を代理し、委員長が欠けたときは、委員長の職務を代行する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実験動物の飼育・管理に関する事項
- (2) 動物実験に係る教育職員の安全管理に関する事項
- (3) 動物実験の計画及び審査に関する事項
- (4) 自己点検・評価及び情報公開に関する事項
- (5) その他動物実験に係る事項

(その他)

第6条 委員会が必要と認めるときは、実験責任者又は所属の長に対して、動物実験に係る安全の確保及び実験動物の保護に関し、報告を求めることができる。

2 委員会は、動物実験が動物実験規程に違反して行われていると認めるときは、学長に対して、その実験の制限又は中止その他必要な措置について具申するものとする。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、教学センターにおいて行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、部局長会で決定する。

附 則

この規程は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。